

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ お知らせ

- 「台風15号・19号等で被災された方が介護サービスを利用される際の留意点」
- 「新型コロナウイルスに関連した肺炎の予防について」
- 「令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について」
- 「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業について(説明会を5月19日(火曜日)に開催します!)」
- 「令和2年度訪問看護にかかる支援策について」
- 「令和2年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)」
- 「研修期間中の代替職員を派遣します」
- 「令和2年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業」

令和2年 4月1日発行 第189号

お知らせ

○ 台風15号・19号等で被災された方が介護サービスを利用される際の留意点

災害救助法適用区市町村の、台風15号・19号等で被災された一部の被保険者について、被保険者証等の提示なく、また利用料の支払いを受領する必要なく、介護サービスを提供いただけてきたところです。

令和2年4月以降、対象被保険者が、介護サービスに係る利用料の猶予(免除)をうけるためには、被保険者証、負担割合証、猶予(免除)証明書の提示が必要です。

猶予(免除)証明書は、あらかじめ、利用者が保険者に申請を行うことで、交付されます。

(最新の情報は、厚生労働省 HP「災害」>「令和元年台風第19号について」>「令和元年台風第15号又は第19号等で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

本取扱いについてご不明な点があれば、各保険者にお問い合わせください。

○ 新型コロナウイルスに関連した肺炎の予防について

お知らせ

今般、中華人民共和国湖北省武漢市等で新型コロナウイルスに関連した肺炎患者が発生しています。発病すると、発熱、咳などの呼吸器症状等の症状が出現し、高齢者や基礎疾患のある方は、重症化する場合もあると言われています。

介護事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、マスクの着用や手洗い徹底など基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるようお願いいたします。

詳細については、厚労省からの事務連絡やQ&A等と合わせて、下記URLからご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/)

○ 令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

令和2年4月から介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和2年度)を**令和2年4月15日(水曜日)【期限必着】**までに御提出ください。

以下の法人は御提出が必要です。

- ・ 令和元(平成31)年度に介護職員処遇改善加算(及び介護職員等特定処遇改善加算)を取得しており、令和2年度も引続き加算を算定する法人(年度更新)
- ・ 令和2年4月以降、初めて介護職員処遇改善加算または(及び)介護職員等特定処遇改善加算を取得する法人(新規申請)

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算(現行加算及び新加算)について (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

提出は郵送またはメールにて受け付けます ※いずれかをご選択ください。

【郵送先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 26 階

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課 介護職員処遇改善加算担当あて

【メールアドレス(受信専用)】

メールアドレス及びメール提出時の注意事項については、ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 介護保険課介護職員処遇改善加算担当

TEL03-5320-4305 または 03-5320-4343 (直通)

※受付時間:平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

【加算取得に向けた支援のご案内】

◆社会保険労務士による加算取得に向けた書類作成等の支援を実施します！

●本年度より、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業において、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けた書類作成等に係る個別の指導・助言を行います。

●「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所様は、是非ご利用ください。電話や訪問による相談を、社会保険労務士が無料で行います。

●東京都介護職員キャリアパス導入促進事業については、本記事の次の記事「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業について(説明会を5月19日(火曜日)に開催します!)」をご確認ください。

○東京都介護職員キャリアパス導入促進事業について (説明会を5月19日(火曜日)に開催します！)

お知らせ

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を実施しております。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

事業概要と説明会の開催について、ご案内させていただきます。

●事業概要

- ①介護キャリア段位制度を活用し、キャリアパスの導入を実施した介護事業者に対し、キャリアパスの導入に係る経費を支援
- ②離職率の低下などによりキャリアパス導入の成果を評価する、専門人材育成・定着促進助成金
- ③キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援(申込受付中！詳細は、下記参照)

上記の③について、令和2年度より支援内容を充実して実施します。(申込受付中！)

◆キャリアパス導入準備のための支援として、以下2つの内容を実施します。

【1】人事制度改善等支援

経営コンサルタントによる、各事業所に合った人事制度等の改善に向けた研修や個別相談

【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援(令和2年度新規)

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった事業所に、社会保険労務士が、電話や訪問により、書類作成等に係る個別の指導・助言を実施

◆申込について

【1】人事制度改善等支援と【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援で、申込先・申込方法が異なります。なお、2つの支援を両方お申込みいただくことは可能です。

申込に当たっては、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページに掲載している支援内容や利用条件等をよくご確認の上、お申込みください。

【URL】<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>

なお、次にご案内する5月19日(火曜日)開催予定の本事業説明会においても、2つの支援について説明する予定です。

●説明会の開催について

以下のとおり、本事業について説明会を開催します。(申込受付中！)

【日程】

令和2年5月19日(火曜日)

<午前の部> 10時間00分開始(2時間程度)

<午後の部> 13時間30分開始(2時間程度)

※終了時間は、予定より前後する場合があります。

【会場】

ベルサール飯田橋ファースト

(東京都文京区後楽2-6-1 住友不動産飯田橋ファーストタワーB1 ベルサール飯田橋ファースト)

【内容】

※以下の内容については、今後変更になる可能性があります。

※午前の部と午後の部どちらか一方の聴講も可能です。

<午前の部: キャリアパス導入準備に向けた支援に関心のある事業者向け>

- ①キャリアパスの構築と介護キャリア段位制度について
- ②キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援(人事制度改善等支援・介護職員処遇改善加算等取得促進支援の説明等)
- ③事例紹介

<午後の部: 補助金の要件や申請手続き等に関心のある事業者向け>

- ①キャリアパス導入促進事業費補助金の申請手続き等
- ②事例紹介

【説明会参加申込方法】

以下の公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」)のホームページに掲載する「参加申込書」に必要事項を記入の上、ファクシミリで送付してください。

【説明会参加申込締切日】

令和2年4月24日(金曜日)17時まで

【説明会の詳細について】

財団ホームページをご確認ください。

[URL] <http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>

【事業や説明会に係る問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室
(介護キャリアアップ担当)
電話: 03-3344-8532

【介護職員処遇改善加算等取得促進支援に係る問合せ先】

東京都社会保険労務士会

[URL] https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/

※上記HPは、4月上旬に更新予定です。

[電話相談・訪問予約はこちらから] 「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

○毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30(祝日と開催日が重なった場合は翌日に実施)

○ただし、4月15日(水曜日)までは、月曜から金曜まで毎日受付

(東京都所管課)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

電話: 03-5320-4267

○ 令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R2 年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(水)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	5月29日(金)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	5月29日(金)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	5月29日(金)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」をご確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	ア <u>4月及び5月採用予定の場合</u> 4月6日(月)必着 イ <u>6月以降採用予定の場合</u> 5月25日(月)必着 ※具体的な採用見込みがなくても、事業実施を希望する場合は、期限内に必ず応募してください。 なお、詳細は「募集要領」をご確認ください。 <応募書類提出先> 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-2-19 公益社団法人東京都看護協会 東京都新任訪問看護師就労応援事業担当 電話 : 03-6300-5398 Fax : 03-6300-0875

その他の取り組み	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護等事業開始等運営支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	R3年1月23日(土) 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○令和2年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)

お知らせ

「介護人材確保対策事業」は、「職場体験事業」「介護職員資格取得支援事業」「介護職員就業促進事業」の3事業の総称です。本事業を今年度も実施しますので、ご協力いただける都内の介護事業所及び研修機関を募集します。

【職場体験事業】

介護業務のイメージアップと介護人材の職場への定着を図ることを目的として、介護業務の体験を希望する者に対して、職場体験の機会を提供します。

体験受入にご協力いただきました介護事業者には、受入費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。(体験者は無給です。)

【介護職員資格取得支援事業】

就職先の選択肢を拡大するほか、将来の介護人材を育成することを目的として、職場体験事業を利用した方に対して、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講し、資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した研修機関には、研修修了人数に応じて、費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

【介護職員就業促進事業】

介護分野への人材確保及び育成を図ることを目的として、介護業務への就労を希望する離職者等を介護事業所等で雇用しながら、介護職員初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修の資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した介護事業者には、雇用者の雇用期間中の賃金や研修受講等にかかる費用の一部を委託料として東京都が負担します。

※本事業を受託いただくには職場体験事業の受入事業所としての登録が必須となります。

〔令和2年度 主な変更点〕

・事業への申請方法が、メール及び郵送での申請になります。

〔応募期間〕

4月3日(金曜日)～4月16日(木曜日)正午 <<必着>>

〔応募方法〕

本事業の業務委託先である東京都福祉人材センターに直接お申し込みください。

※事業の申請様式等詳細については、東京都福祉人材センターのホームページまたは東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。

【東京都福祉人材センターホームページ】

<https://www.tcs.wv.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

【お問合せ先】高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

東京都福祉人材センター TEL 03-5211-2910

○研修期間中の代替職員を派遣します

お知らせ

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問合せください。

なお、相談料、申込料、派遣料などは無料ですが、代替職員については、都予算や派遣職員の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

《代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業》

【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、区市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご注意ください。

【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

【申込・問合せ先】

株式会社シグマスタッフ 本社メディカルケア事業部

電話 0120-921-123(フリーダイヤル)

HP <https://www.sigma-staff.co.jp/>

【東京都所管課】

高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

○ 令和2年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業

お知らせ

京都では、平成30年度より、介護保険事業所等に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を実施しております。

令和2年度も、本事業を引き続き実施しますので、ご案内いたします。

また、都内の介護事業者を対象に、説明会を開催しますので、ご興味のある事業者様におかれましては、是非ご参加ください。

《介護職員奨学金返済・育成支援事業の概要》

【対象事業所】

令和2年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)※」を有する都内の介護保険事業所等

※ 資格取得支援制度については、令和2年4月2日以降に創設した場合であっても、令和2年4月1日から適用する場合は対象となります。

【対象者】

以下(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者。

① 令和2年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。

② 令和2年4月1日から令和3年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。

③ 介護福祉士となる資格を有していること。

④ 奨学金を返済していること。

⑤ 補助対象事業所に在籍していること。

(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者。

① 平成31年度の本事業の対象者であった者。

※平成30年度の本事業の対象者のうち、長期休業による奨学金返還期限猶予中の者等を含む。

② 奨学金を返済していること。

③ 補助対象事業所に在籍していること。

④ 常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。

【補助条件】

介護事業者が、対象職員の育成計画を作成し、当該職員が1年以内に初任者研修、3年以内に実務者研修を修了し、5年以内に介護福祉士の資格取得を目指す体制を整備することが条件となります。

【補助期間】

1人当たり5年間を上限

(初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とします。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とします。)

【補助基準額】

1人当たり年60万円を上限

※本事業を活用した事業者は、東京都ホームページ等でご紹介する予定です。

≪説明会を開催します！≫

本事業の詳細について、都内介護事業者を対象に、説明会を開催いたします。

【日程】

令和2年5月29日(金曜日)

【場所】

公益財団法人東京都福祉保健財団多目的室 2

(東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル 19階)

※ 説明会の時間、内容、参加申込方法等詳細については、東京都福祉保健財団のホームページにてご案内させていただきます。

≪問合せ先≫

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 介護人材育成担当

メール: syogakukin@fukushizaidan.jp

電話: 03-3344-8513

財団 HP: <http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>

※お問合せについては、財団ホームページに掲載の「質問票」を用いて、FAX 又はメールにてお願いします。

≪東京都所管課≫

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

電話: 03-5320-4267

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
TEL 03-5320-4292、FAX 03-5388-1395